

川崎市幸区公告第 18 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第 4 項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和 7 年 4 月 16 日

川崎市幸区長          山口 美穂

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）